

【くさかとしこ】が見た瀬戸内市の行政！

それでは、行政報告をさせていただきます。
今議会、私は市長の専決処分に反対しました。

専決処分とは：議会が議決すべき事を、市長が代わって処分することを言います。

専決処分の内容

村田製作所から西大寺備前線の四軒屋をつなぐ開田線が現在工事中です。

この工事は、先の5月議会の最終日に、即決議案で、2,581万円の増額変更を認めただけの案件です。その最終日に上程されたことに対して、『追加上程が多いがどう考えているのか』という質疑に対して市長は、『現場は本当にいろんなものを同時並行で進めているながら、そういった中で工事に遅滞が発生することないように協議を進めていってくれている。』と答弁しています。

それが2ヶ月も立たないうちに、今度は工期が間に合わなかったから、契約の変更を専決処分したというのは、先の議会の最終日の追加上程よりも今回の方が大きな問題と考えます。



専決処分までの経緯：

そもそも工期は7月31日までとなっていました。

- 工事が完工日に間に合わない判断した日とその理由、及び専決処分を決めた日は、
工期延期の相談が7月22日にあり、工期内に安全に完了することが困難と26日に判断し、
専決処分を決めた。

- 議会への対応は。

7月26日 議長へ報告
29日 副議長、議会運営委員会委員長、産業建設水道常任委員会委員長に電話で連絡
31日 産業建設水道常任委員会委員長のお宅に報告に伺った
8月1日 産業建設水道常任委員会委員に電話で連絡

※それ以外の議員には、何の連絡もありませんでした。

ましてや私は、一応議会運営委員会の副委員長ですが、何の連絡もありませんでした。

くさかとしこの主張：

議員必携に専決処分の承認は、

「市町村長が議会に代わって行った意思決定の責任を解除する重要な意義を持つものである。したがって議会は、承認を求められたら慎重な検討を加えたうえで、承認・不承認を決めるべきである。もし、招集する時間的余裕があったと思われるのに、市町村長が主観的に時間的余裕がないとして専決処分をしたというようなことであれば、議会としては毅然たる態度で不承認として市町村長に反省を与え、今後を戒めるべきである。」とあります。

今回の案件は、工期の変更だけなので、市長が専決処分することで十分、問題なしとする考えのように思います。

現実問題として、所管の委員会に謝罪と丁寧な説明はできたと思います。工事費や工期の契約変更は大きな問題です。契約とは何なのか、議会とは何なのか問われています。議会が決めることを、市長の判断で決めるのであれば、議会は必要ありません。

こうして議会がおかしいことはおかしいと言うことは、職員を守ることにもなるはずですが。業者の言いなりの市長、市長の言いなりの議会では、振り回されるのは職員です。しかし、議会が毅然とした態度をとれば、業者も無理なものは無理となり、市政は正常化出来るのではないのでしょうか？

行政 NEWS

とっしん

vol
46

秋の台風シーズンとなりました。能登の地震災害・豪雨被害でつらい思いをされている方々を、心から応援しています。今年は9月の台風発生数が8個とハイペースですが、幸いにも瀬戸内市には今のところ大きな被害はありません。しかし、決して他人ごとではありません。昭和20年、昭和51年、平成2年と、3度も床上浸水を経験している我が地域にとっては、身につまされます。

こういった経験をするたびに、防災の必要性を痛感します。今後とも、災害情報の伝達の問題・避難所の問題・避難方法の問題に、しっかり取り組んでいきます。また、油杉川の排水の問題・干田川の排水の問題にも、しっかり取り組みたいと思います。排水は、農地を守るだけでなく家を守る、人の命を守るのですから、その必要性をしっかり声を上げていきます。

皆さまには本当にいつも、温かく見守っていただき、そして励ましていただき本当にありがとうございます。

私はいつも、皆さまの声を市政に届けていきたい、その思いでいます。

その思いは、今もこれからも変わることはありません。

引き続き力強いご支援の程、よろしくお願い申し上げます。

【黄金に輝く田んぼ(我が家のヒノヒカリ)】



今回の一般質問は

1. 鳥獣被害対策について

2. 小学校の学区についてを取り上げました。

とっしん's コムラ

9/25日、ドローンによる有害鳥獣対策の予行演習を行いました。

牛文の稻荷山、そして油杉の油杉城跡、どちらも古墳のある小さな山で、そこに猪や鹿が住んでいるのではないかと？どうにかして、追い出せないかという場所です。

岡山理科大学の辻教授とドローンの公協産業(株)の連携で、チャレンジしていただけることになりました。

ドローンに熱監視カメラを搭載して、猪や鹿の生息調査をします。

そして、シカソニック（超音波撃退装置）を搭載して、猪や鹿を追い出す作戦です。

これぞ新しい光!! 残念ながら今回は、猪も鹿も、飛び出しはありませんでした。

もう少し木の葉が落ちて、山が風通しが良くなってからが本番です!! 冬になって、再開したいと思います。

この画期的な計画がうまくいけば、また、瀬戸内市の有害鳥獣対策が1歩前進です!!

頑張ろう!!



令和6年10月29日発行
発行責任者瀬戸内市議会議員

くさかとしこ

〒701-4273

瀬戸内市長船町磯上569

TEL/FAX0869-26-6420

携帯 TEL090-5702-8336

ホームページ

<http://www.kusaka-toshiko.jp/>



一般質問

1. 鳥獣被害対策について

有害鳥獣対策については、この11年間ずっと言い続けています。まだまだではありますが、対策がずいぶん前へ前へと進んだことに感謝しています。その証拠に、なんとこのイノシシ議員の私が、この質問をするのは2年ぶりです。

平成28年4月には、瀬戸内市にだけなかった【鳥獣被害対策協議会・鳥獣被害対策実施隊】を立ち上げることができました。平成29年には市役所に有害鳥獣対策室が出来ました。

平成29年から、侵入防止策として、集落柵に対し国・県から1/2の補助に1/4の市独自の上乗せ補助が出るようになりました。またそれまで補助されていなかった猟期中の捕獲に対して、1頭8千円（今は6千円ですが）の捕獲補助金が出るようになりました。

今年度の猟期終了後、実施隊の大幅変革があると聞いています。近年、鳥獣被害が農作物だけでなく、生活環境にも及んでいることから、実施隊を増員し、捕獲強化に取り組むものです。実施隊員としては、一定の要件は設けるものの、猟友会であるかどうかは関係なく、実施隊員を市民から広く募集し、今年度の猟期後3月16日から新体制で駆除を実施していくとしています。

今回変革する実施隊とは、瀬戸内市鳥獣被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するために市が編成した団体であり、駆除者と産業振興課の職員で構成されます。猟期外に市が捕獲許可を出し、駆除を実施してもらう団体になります。

くさかとしこの主張：・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

問題点①

私がこの再編でいちばん心配に思うのは、通常有害捕獲については、班の垣根を越えて市内全域で捕獲可能、というところです。今までは、ある程度縄張りがあるので、地域で捕獲する人は限られた人で、地域の狩猟班は地域の人なので安心しておまかせできていました。それが、市内全域だれでも捕獲できるとなると、まったく知らない人が知らない地域に罠をかけるようになり、おちおち山を歩いたりできなくなるのではないのでしょうか？今は、地元の山の地権者に合意を取ってくれているし、地域にもなんらかの連絡はありました。私たちは、地域を山ごと囲っているの、定期的に山を歩いて点検も補修もします。そんな場所に、だれでも罠をかけられたら、恐ろしくて山には入れません。

問題点②

瀬戸内市の有害鳥獣対策は素晴らしいと思っています。その中で唯一遅れているのが、捕獲鳥獣の処理の部分です。このことについても、以前から何度も質問させていただいています。

現在、狩猟の間だけ、クリーンセンターかもめで、試験的にカットして焼却してもらっていますが、処分方法が確立されたとまではいえないのが実情です。捕獲頭数はうなぎのぼりです。まさに今こそ、考える時ではないでしょうか。国の鳥獣被害防止総合対策交付金を取っているのですから、捕獲鳥獣の処分が明確でないとダメだと思います。

問題点③

県内大学が瀬戸内市を実験場として開発した、音波で有害鳥獣を撃退する装置があります。和気町では、包括連携を結んで市町営バスにも採用設置していますが、瀬戸内市も導入を検討して欲しいと思います。

2023年12月の和気町万代哲央議員の一般質問をご紹介します。

「ソニックとはどんな機器かというと、聞こえにくい高周波を照射することで動物に警告をする機械です。岡山理科大学教育推進機構の辻教授と山梨県内にありますTMワークスが共同開発したもので、最近開発されたハイパー鹿ソニックは150メートルの効果があるそうです。町ではこのシカソニックをスクールバスの日笠線と塩田線に昨年12月装着をして効果があると聞いています。広報の12月号の表紙に掲載されています。他県でも導入されており、北海道で開催された第42回全国豊かな海づくり大会の際、天皇皇后両陛下の警護車の先頭車両に装着されていたそうです。」というものでした。

瀬戸内市で完成に至った機械です。わが瀬戸内市でも、まちなかを走るバスは大丈夫だと思いますが、田舎の出没が頻繁なところでは、衝突回避のために装着すべきだと訴えました。

2. 小学校の学区について

瀬戸内私立学校通学区域規則とは、教育委員会規則第8号で市立学校の通学区域を定めたものです。

ただし、瀬戸内市教育委員会が、特別の理由があると認めたときは、規定にかかわらず別に就学すべき小学校または中学校を指定することができる、ともあります。

この瀬戸内市立学校通学区域規則が、平成17年にでき、平成30年以降見直されていません。

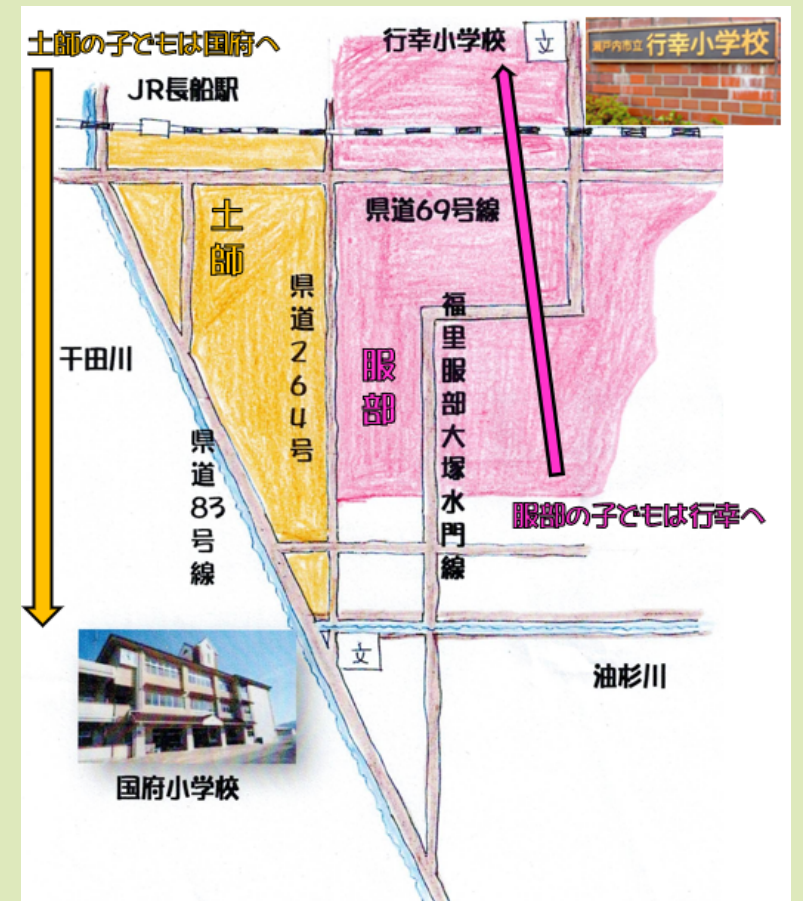
そろそろ見直すべきではないかというのが、私の考えです。

長船町の国府小学校と行幸小学校の地図です。

これを見たらお分かりいただけると思いますが、国府小学校と行幸小学校の間にある服部と土師について、土師は国府小学校・服部は行幸小学校と決まっているわけです。

いかんせん、土師も服部も大変広いのです。土師の駅前には県道の向こうにあり、位置的には断然行幸小学校の方が近いわけです。反対に服部の東の端は、国府小学校の目と鼻の先にあるのに、県道を渡って学区は行幸小学校になっているわけです。

私が一番心配に思うのは、長船町で一番危険な駅前の県道を渡って、遠い小学校に行かないといけないということです。それも行きも帰りも、年間200日毎日ということです。



くさかとしこの主張：=====

これは本当に難しい問題で、簡単に答えの出るような問題ではないかもしれません。町内会の問題、子ども会の問題、通学班の問題等、簡単でない問題が山積みであろうと思います。

それでも、毎日小学生が重い荷物をもって通学するのに、その子どものことを一番考えている保護者がどうしても近い方に通わせたいと言う時に、市は決まりだから無理ですと言ってしまって本当にいいのでしょうか。この不合理とも思える、危険な通学路を通して、遠い小学校に通わなければいけない場合、どうにか、保護者の切なる願いを聞いてあげる方法はないでしょうか？

きっと保護者も町内会・こども会・通学班といった様々な問題を差し引いて出した結論なのではないでしょうか？長船は以前、学区選択可能地域というものがありました。服部の国府に近い端の人は、どちらの小学校に行くか選択することが出来ていました。しかし、今はないそうです。学区の変更というのは簡単にはいかないことは重々わかりますが、もう一度こういった制度の復活から考えてみることはできないでしょうか？